

## 滋賀県国民健康保険給付対策費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する市町（以下「保険者」という。）が行う国民健康保険事業の円滑な運営と財政の健全化を図るため、保険給付事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業および補助率等)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 法第36条に定める療養の給付にかかる事業。
- (2) 法第52条に定める入院時食事療養費にかかる事業。
- (3) 法第52条の2に定める入院時生活療養費にかかる事業。
- (4) 法第57条の2に定める高額療養費にかかる事業。

2 補助率等は、別表に定めるところによる。

### (交付申請の添付書類)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険給付対策費補助金申請額調 (様式第1号)
- (2) 国民健康保険給付対策費補助金算出基礎表 (様式第2号)
- (3) 滋賀県福祉医療費助成事業実施計画書 (様式第5号)
- (4) 予算書抄本 (様式第6号)

### (補助金交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保険給付事業を適正に執行し、国民健康保険事業の健全な運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業を途中で中止し、または廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 事業内容を途中で変更しようとする場合は、事前に知事の承認を受けること。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する補助事業実績報告に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険給付対策費補助金実績額調 (様式第1号)
- (2) 国民健康保険給付対策費補助金算出基礎表 (様式第2号)
- (3) 滋賀県福祉医療費助成事業実績書 (様式第5号)
- (4) 決算書抄本 (様式第6号)

(関係書類の保管)

第6条 補助金を受けた保険者は、この要綱に定めるところにより交付を受けた県補助金に関する帳簿、その他の関係書類を補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(資料の提出等)

第7条 知事は、補助保険者に対して補助事業に係る資料の提出を求め、または職員に検査もしくは必要な指示をさせることがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第8条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条第2号の規定に基づく事業の中止または廃止の承認申請、第4条第3号の規定に基づく事業内容の変更申請、第5条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用することができる。

付 則

この要綱は、昭和56年2月24日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

この要綱は、昭和57年2月3日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

この要綱は、昭和57年11月1日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

この要綱は、昭和63年3月9日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成元年3月13日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成5年3月17日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成7年2月10日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成8年2月26日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成8年12月3日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。ただし、第2条第2項に定める補助率等について、以下のとおり定める。

1. 別表中、福祉医療費波及分（2）の乳幼児については平成8年7月診療分までは従来通りとし、平成8年8月診療分から別表を適用する。

2. 別表中、福祉医療費波及分（2）のひとり暮らし寡婦および父子家庭該当者については、平成8年10月診療分から適用する。

この要綱は、平成10年2月6日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成10年12月15日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成12年1月18日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成13年1月19日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。ただし、第2条第2項に定める補助率等について、別表中、福祉医療費波及分の乳幼児については平成12年7月診療分までは従来通りとし、平成12年8月診療分から別表を適用する。

この要綱は、平成15年3月11日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。ただし、平成15年度分に限り、補助金算定期間については平成15年1月診療分から平成15年11月診療分までとする。

この要綱は、平成17年11月29日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成18年11月16日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成19年11月16日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成20年12月4日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成24年5月30日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年1月23日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。ただし、第2条第2項に定める補助率等について、別表中、福祉医療費波及分の乳幼児については補助金算定期間を平成30年2月診療分までとする。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別 表

補助率または補助金の額
<p>福祉医療費波及分</p> <p>重度心身障害者（児）、65才老人（低所得）、母子家庭該当者、乳幼児、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭該当者の福祉医療費支給に係る国保医療費等に波及する相当額医療費のうち保険者が実質的に負担する額の3割2分に1/2を乗じて得た額</p>